（別紙１）

**学校の避難確保計画チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| **学校**  チェック担当者名 | **宮古島市**  チェック担当者名 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 学校名 |  |
| 市町村名 | 宮古島市 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設が有する災害リスク等の確認 | | **施設**  チェック欄 | **市町村**  チェック欄 |
| 災害リスクの確認 | 津波浸水想定区域内に位置するか | □ 位置する  □ 位置していない | □ 位置する  □ 位置していない |
| 津波警戒区域に位置するか | □ 位置する  □ 位置していない | □ 位置する  □ 位置していない |
| 市町村地域防災計画に当該施設が定められているか | | □ 定められている  □ 定められていない | □ 定めている  □ 定めていない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画項目 | チェック項目 | **施設**  チェック欄 | **市町村**  チェック欄 |
| 1. 防災体制、情報収集及び伝達   （水防法施行規則16条一）洪水時の防災体制に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2一）土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 気象情報や河川情報、避難情報の収集、伝達方法等を適切に定めているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 洪水予報と等の防災気象情報、市からの避難情報、その他避難に必要な情報について、誰が、そのやって、何を収集するか明確に記載されているか * 必要な情報を誰に、どうやって伝達するか、明確に記載されているか * 市等への連絡者、連絡先、連絡手段、連絡するタイミング（避難開始や避難完了のタイミング等）が記載されているか |
| 1. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 「警戒レベル３高齢者等避難」の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか * 「警戒レベル３高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、児童・生徒全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することにしているか * 「警戒レベル３高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報お及び大雨警報も避難開始の指標としているか |
| 1. 警戒レベル３「高齢者等避難」等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 警戒レベル３「高齢者避難等」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報（土砂災害）や、避難指示の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても判断材料として利用されているか * 警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定しているか * 医療施設において、警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が想定されるような、台風などが予想される場合、臨時に休診することを設定しているか * 避難開始の判断の目安とするため、児童・生徒全員が避難するのに要する時間について、計画的に記載しているか |
| （イ）避難の誘導に関する事項  （水防法施行規則16条二）洪水時の避難の誘導に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2二）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 移動に伴う児童・生徒のリスクを踏まえ、垂直避難先を確保しているか。また、垂直避難先は、浸水しない高さに設けられているか * 水平避難（立ち退き避難）を行う場合は、移動に伴う児童・生徒のリスクを踏まえ、「近隣の安全な場所」や「他の医療施設」への避難とし、緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか * 設定されている避難先（屋内安全確保、指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の医療施設等）が、移動に伴う児童・生徒のリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか * 水平避難（立ち退き避難）を行う場合であっても、避難先が家屋倒壊等氾濫措定区域や土砂災害警戒区域に含まれていないこと、浸水しない高さにもうけることなど施設内で安全確保の対応ができるか |
| 1. 避難誘導がリスク情報を踏まえた現実可能なルート上に設定されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 水平避難（立ち退き避難）を行う場合、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難ルートの設定となっているか * 水平避難（立ち退き避難）を行う場合、避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討しておくこと |
| 1. 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 職員のみでなく、必要に応じ消防団等の地域関係者による支援を得ることを定めているか |
| 1. 避難の確保を図るための施設の整備   （水防法施行規則16条三）洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2三）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 洪水予防、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための方法が記載されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 市から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか |
| 1. 避難に必要な設備確保しているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 避難行動をする際に、必要な設備や機材等が記載されているか |
| 1. 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合に必要な物資等を確保しているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 「屋内安全確保（垂直避難）」を行う場合に備え、長時間の浸水にも対応できるよう食料等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか |
| 1. 防災教育及び訓練の実施に関する事項   （水防法施行規則16条四）洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2四）土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 洪水予報、土砂災害に関する避難に必要な情報を収集及び共有するため、危機の操作や作業に係わる訓練（情報伝達訓練）、関連する教育が設定されているか * 施設が浸水に至るまでの限られた時間内に、児童・生徒を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や、関連する教育の機会が設定されているか * 洪水の危険性が高まる出水期までに職員の対応力が高まるよう、出水期までに教育・訓練が設定されているか * 新規に採用された職員等が災害対応できるよう、当該職員に対する教育の機会が設定されているか。 * 施設関係者以外の協力者が参画した避難誘導が有効に行われるよう、必要な教育・訓練の機会が当該協力者向けに用意されているか |
| 1. 自衛水防組織の業務に関する事項   （水防法施行規則16条五）自衛水防組織の業務に関する事項 | |  |  |
|  | （自衛水防組織の業務内容の記載の確認）  自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 自衛水防組織を統括する統括管理官が記載されているか * 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか * 内部組織（○○班など）を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか |